

和歌山市 農業集落排水事業 経営戦略



2026年3月
和歌山市企業局

目次

第1章 経営戦略の概要.....	1
1 経営戦略策定から改定の経緯.....	1
2 経営戦略の基本理念.....	2
3 計画期間.....	2
第2章 農業集落排水事業の現状と課題.....	3
1 農業集落排水施設の状況.....	3
(1) 農業集落排水施設の整備状況.....	3
(2) 農業集落排水施設の老朽化状況.....	5
(3) 農業集落排水施設の耐震化状況.....	5
2 農業集落排水の使用状況.....	6
(1) 農業集落排水の普及率と水洗化率の推移.....	6
(2) 人口の推移.....	6
3 経営の状況.....	7
(1) 農業集落排水使用料収入の推移.....	7
(2) 経常収支の状況.....	8
(3) 経費回収率の状況（使用料単価、汚水処理原価）.....	9
(4) 企業債残高の推移.....	10
(5) 経営指標の状況（類似団体比較）.....	11
第3章 農業集落排水事業の効率化・健全化への取り組み.....	12
1 取り組みの概要.....	12
2 経営基盤強化にかかる取り組み.....	13
(1) 人員配置の適正化.....	13
(2) 技術力の向上.....	13
(3) 民間活力の利用促進.....	14
(4) 農業集落排水汚泥の有効利用.....	14
3 投資の合理化にかかる取り組み.....	15
4 防災・安全対策にかかる取り組み.....	15
第4章 投資計画.....	16
1 今後10年間の投資額.....	16
第5章 財政計画.....	17
1 財政計画の前提条件.....	17
(1) 収益的収入.....	17
(2) 収益的支出.....	17

(3) 資本的収入.....	18
(4) 資本的支出.....	18
2 財政計画	19
(1) 財政状況の見通し.....	19
(2) 収益的支出の内訳.....	20
(3) 資本的支出の内訳.....	20
(4) 企業債残高の見通し.....	21
(5) 収益的収支.....	22
(6) 資本的収支.....	24
第6章 農業集落排水使用料の見直し	26
1 現行の使用料制度.....	26
(1) 本市の使用料制度.....	26
(2) 類似団体における使用料の比較.....	26
2 農業集落排水使用料の見直し.....	27
第7章 計画の点検と進捗管理.....	28
1 経営戦略における指標の見込み.....	28
2 計画の推進と点検・進捗管理の方法.....	30
第8章 用語解説.....	31

第1章 経営戦略の概要

1 経営戦略策定から改定の経緯

和歌山市の農業集落排水事業は平成6年度から事業を開始し、東山東中部地区は平成12年12月に、楠本地区は平成15年9月に、西山東南部地区は平成17年7月に供用を開始しており、管渠整備は完了しています。農業集落排水事業は、供用開始から20～25年が経過しています。計画汚水量は東山東中部地区が149m³/日、楠本地区が206m³/日、西山東南部地区が130m³/日です。本市は昭和60年をピークに人口減少が続いており、限られた財源の中で効率的な管理運営・更新等が求められています。当面は既存施設機能を最大限活用した運転管理や処理・通水能力を確保するための施設の機能向上を進めていく必要があります。さらに、今後も人口減少等の社会的な状況の変化により使用料収入は伸び悩むと考えられ、本市の農業集落排水事業経営にとって厳しい状況が続くことが想定されます。

本市の農業集落排水事業を安定的に継続していくために、中長期的な基本計画として、平成29年3月に和歌山市下水道事業経営戦略（農業集落排水事業）（以下、「経営戦略」という。なお、区分するために平成28年度に策定したものを「前経営戦略」、今回改定したものを「本経営戦略」とする。）を策定しました。策定から9年間が経過し、人口減少や自然災害など、本市の状況は変化しています。そのため、現状と前経営戦略との比較、検証を行い、計画を見直す必要があります。

本経営戦略では、これまでの実績と今後の取り組みを踏まえ収支計画を見直し、将来の見込みを示しました。今後も本経営戦略に基づき安定的な事業の継続を行います。

和歌山市の農業集落排水事業概要

	東山東中部地区	楠本地区	西山東南部地区
供用開始区域	伊太祈曾、木枕、永山の一部	楠本の一部	黒岩、黒谷、境原、頭陀寺、吉里の一部
汚水処理場所在地	木枕136番地の1	楠本276番地の6	頭陀寺67番地の1
計画人口	550人	760人	480人
供用開始日	平成12年12月1日	平成15年9月12日	平成17年7月19日

2 経営戦略の基本理念

社会基盤である集落排水施設は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の基本的な役割に加えて、災害時においても持続可能なサービスを提供する必要があります。和歌山市農業集落排水事業は、整備工事は完了しており、今後、水洗化率の多少の伸びは見込まれるものの、人口減少により使用料収入の増加は見込めません。維持管理については、管理業務のほとんどを民間委託済みであり、経費削減の余地も乏しいことから、収入不足分を一般会計からの繰入金により賄っている状況であり、今後も厳しい経営状態が続くことが見込まれます。しかし、汚水の排除が目的であり、事業の廃止は難しいことから、広域化・共同化等の検討を行い、更なる経費の縮減に努めていくことが求められています。

このような状況の中、農業集落排水設備の効率的な整備と管理、安定的な経営を図るため、農業集落排水事業が目指すものとして以下の3つの事項が挙げられます。

- ・ 使用料収入の確保（水洗化率の維持・向上）
- ・ 維持管理経費の縮減に向けた取組み（包括的民間委託等）
- ・ 長寿命化等による更新費用の適切な算定

これらの事項の実現を目指して、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいきます。

3 計画期間

令和8年度～令和17年度（10年間）

前経営戦略の策定から9年間の社会情勢の変化や事業の実績を反映し、本経営戦略の改定を行います。

経営戦略の計画期間

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
前経営戦略	→																			
本経営戦略											→									

第2章 農業集落排水事業の現状と課題

1 農業集落排水施設の状況

(1) 農業集落排水施設の整備状況

本市における令和6年度末時点での農業集落排水施設の整備状況は下表のとおりです。

		全処理区	東山東中部地区	楠本地区	西山東南部地区
整備状況	供用面積	49.7ha	23.0ha	9.4ha	17.3ha
	供用人口	1,354人	555人	337人	462人
	処理能力	485m ³ /日	149m ³ /日	206m ³ /日	130m ³ /日
	整備延長	16.7km	7.1km	3.8km	5.8km

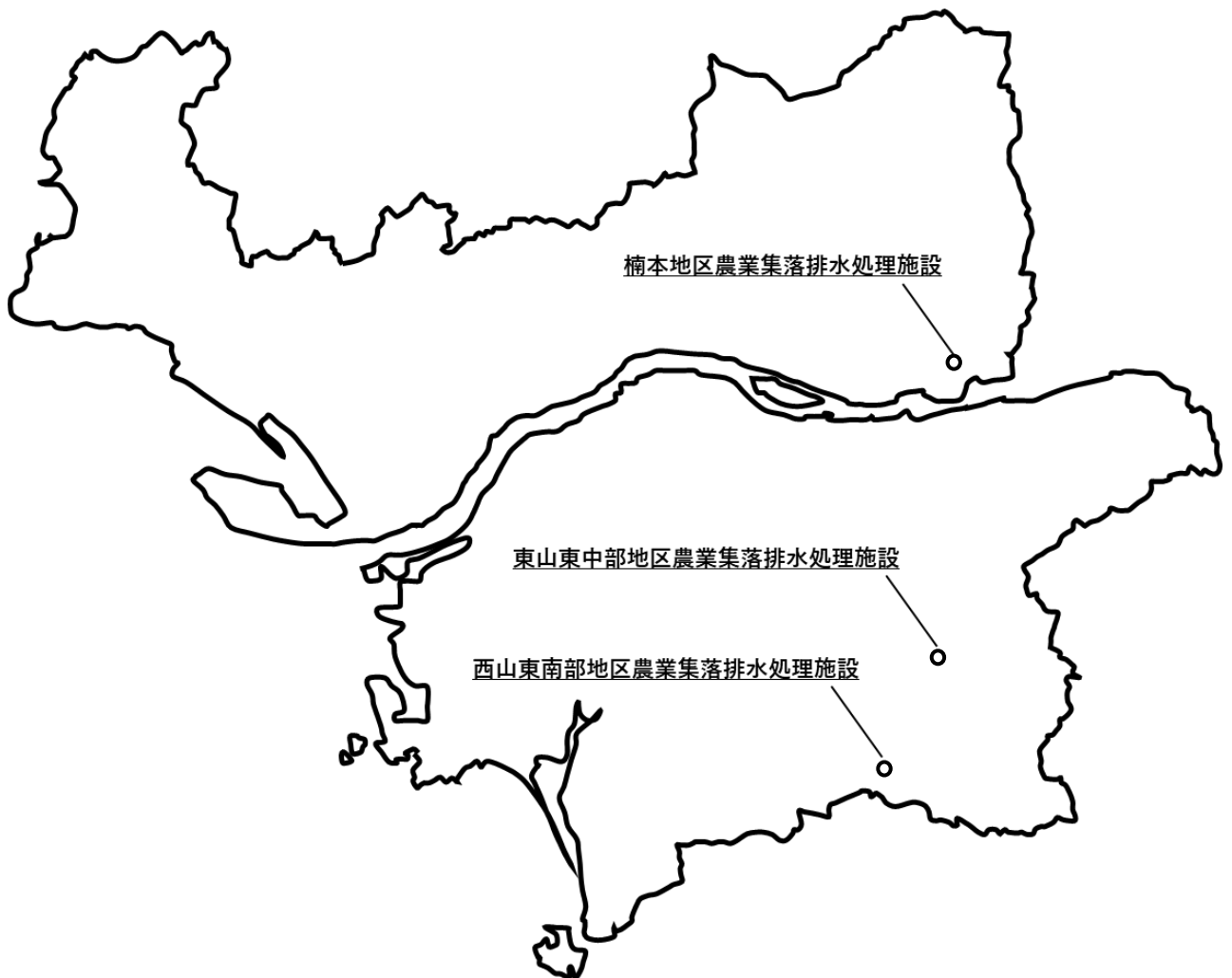
【処理場】

施設名称		東山東中部地区 農業集落排水処理施設			
整備履歴	完成年月	平成10年2月	供用開始	平成12年12月1日	
設計諸元	整備面積	23.0ha		計画世帯数	124戸
	計画人口	550人	定住人口		514人
			流入人口		33人
処理施設	処理方式	連続流入間欠ばっ気方式(JARUS-XIV型)			
	集水方式	ポンプ圧送・自然流下			
	計画汚水量	149 m ³ /日(日平均)、17.9m ³ /h(時間最大)			
	計画流入水質	BOD 200mg/ℓ、SS 200mg/ℓ			
	計画放流水質	BOD 20mg/ℓ、COD 30mg/ℓ SS 50 mg/ℓ			
	管理棟	RC造			

施設名称		楠本地区 農業集落排水処理施設			
整備履歴	完成年月	平成15年3月	供用開始	平成15年9月12日	
設計諸元	整備面積	9.4ha		計画世帯数	152戸
	計画人口	760人	定住人口		337人
			流入人口		420人
処理施設	処理方式	連続流入間欠ばっ気方式(JARUS-XIV型)			
	集水方式	真空方式			
	計画汚水量	206 m ³ /日(日平均)、24.7m ³ /h(時間最大)			
	計画流入水質	BOD 200mg/ℓ、SS 200mg/ℓ			
	計画放流水質	BOD 20mg/ℓ、COD 30mg/ℓ SS 50 mg/ℓ			
	管理棟	RC造			

施設名称	西山東南部地区 農業集落排水処理施設			
整備履歴	完成年月	平成 17 年 3 月	供用開始	平成 17 年 7 月 19 日
設計諸元	整備面積	17.3ha	計画世帯数	118 戸
	計画人口	480 人		
処理施設	処理方式	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式(JARUS-XIV _p 型)		
	集水方式	ポンプ圧送・自然流下		
	計画汚水量	130m ³ /日(日平均)、15.6m ³ /h(時間最大)		
	計画流入水質	BOD 200mg/ℓ、SS 200mg/ℓ		
	計画放流水質	BOD 20mg/ℓ、COD 30mg/ℓ SS 50 mg/ℓ		
	管理棟	RC 造		

農業集落排水施設 位置図



(2) 農業集落排水施設の老朽化状況

令和6年度末時点での和歌山市内の管渠整備延長は16.7kmで、その内訳は東山東中部地区が7.1km、楠本地区が3.8km、西山東南部地区が5.8kmとなっています。農業集落排水施設における管路施設は、平成7年度から整備に着手し、平成17年度に完了しています。管渠については、ほとんどが塩化ビニル管であり良好な状況です。

日常の維持管理を適切に行うことで、管路施設の機能維持に努めます。

処理場については、東山道中部地区は平成12年度に、楠本地区は平成15年度に、西山道南部地区は平成17年度に供用を開始し、20～25年経過しています。

当面は既存施設機能を最大限活用した運転管理対策や処理・通水能力を確保するための施設の機能向上対策を進めていく必要があります。

(3) 農業集落排水施設の耐震化状況

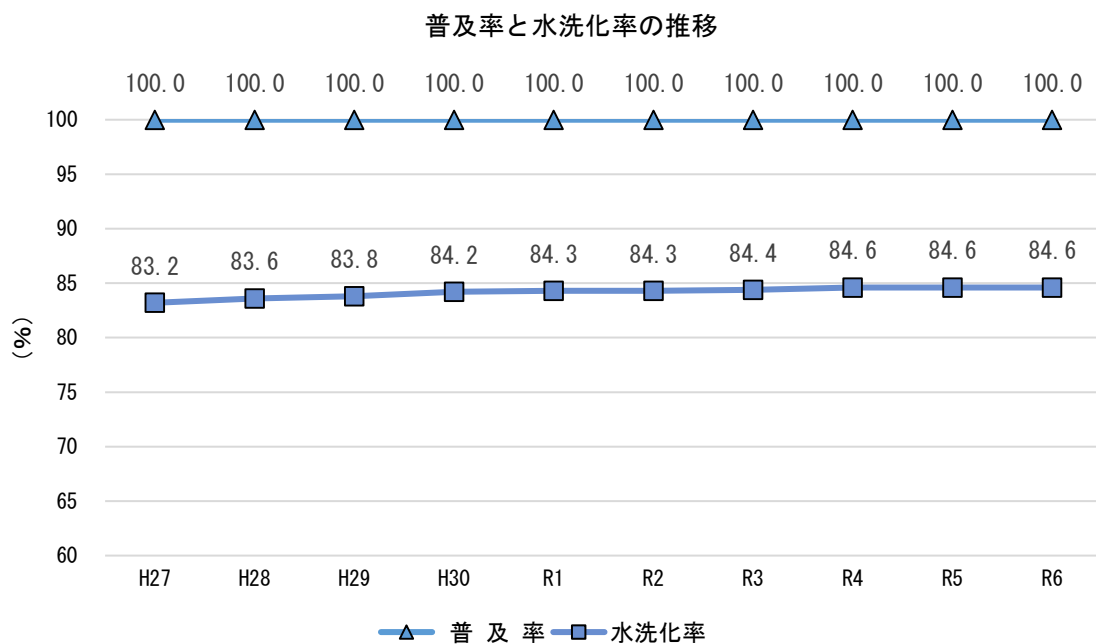
農業集落排水施設については、平成12年以降の供用開始であり比較的整備年度が新しいため、耐震対策が急がれるものではありません。

また、管渠についても、整備年度が新しいこともあり、早急に耐震化を進める予定はありません。日常の維持管理を適切に行うことで、管路施設の機能維持に努めます。

2 農業集落排水の使用状況

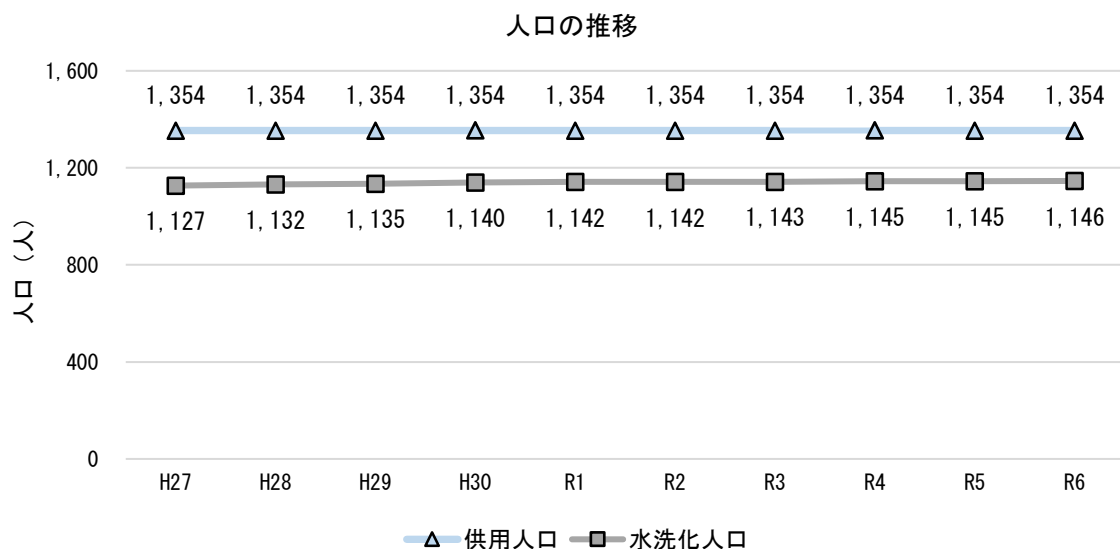
(1) 農業集落排水の普及率と水洗化率の推移

普及率は100%に達していますが、水洗化率は、令和6年度時点で84.6%と横ばい状態です。今後も、水洗化（接続）人口を増やすために、集落排水未接続家庭に対する戸別訪問を実施し、集落排水事業への理解と協力を求めています。



(2) 人口の推移

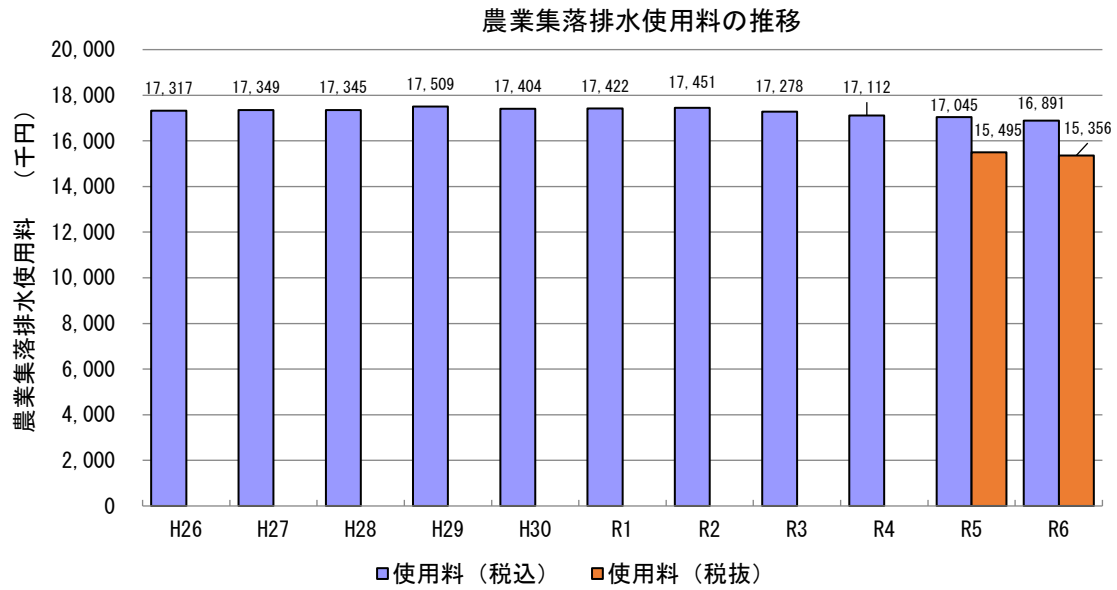
供用人口及び水洗化人口はともに横ばいとなっています。



3 経営の状況

(1) 農業集落排水使用料収入の推移

農業集落排水使用料収入はほぼ一定で推移しています。



※令和5年度からは地方公営企業法適用のため、税抜きを併記しています。

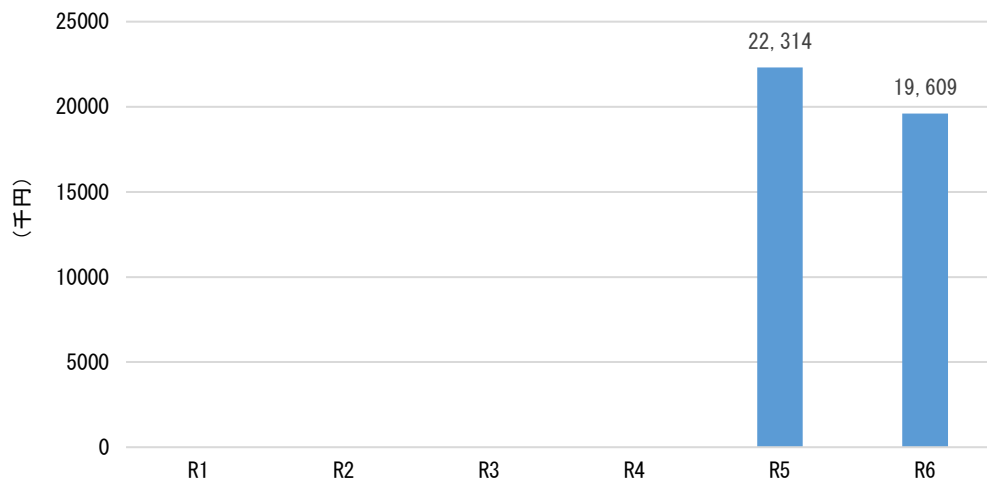
(2) 経常収支の状況

農業集落排水事業については、令和5年度に地方公営企業法を適用しています。令和6年度の経常損益は19,609千円の黒字となっています。

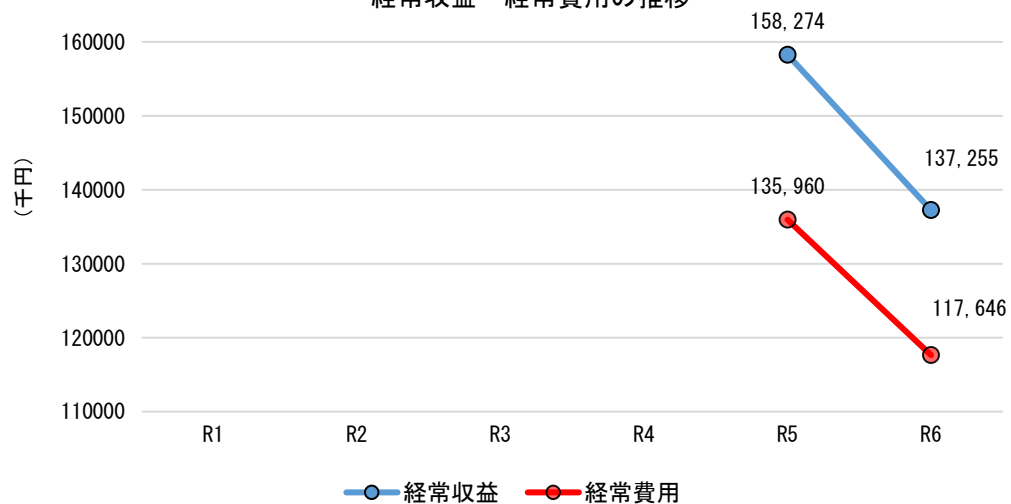
令和6年度の経常収益は137,255千円、経常費用は117,646千円となっています。

経常収支比率は法適用企業における使用料や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。経常収支比率は単年度の収支が黒字であることを示す100%以上であることが必要とされています。経常収支比率は100%を超えており、類似団体平均以上の水準となっています。

経常損益の推移



経常収益・経常費用の推移

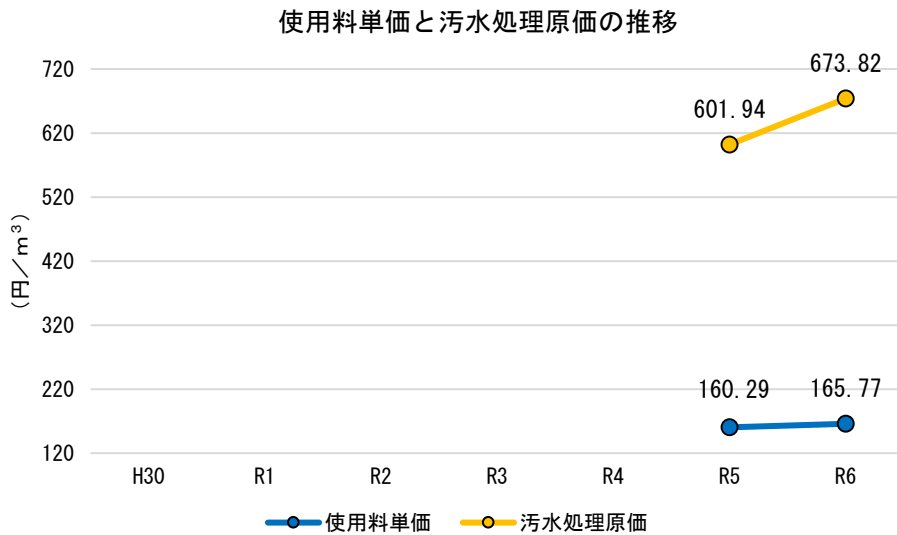
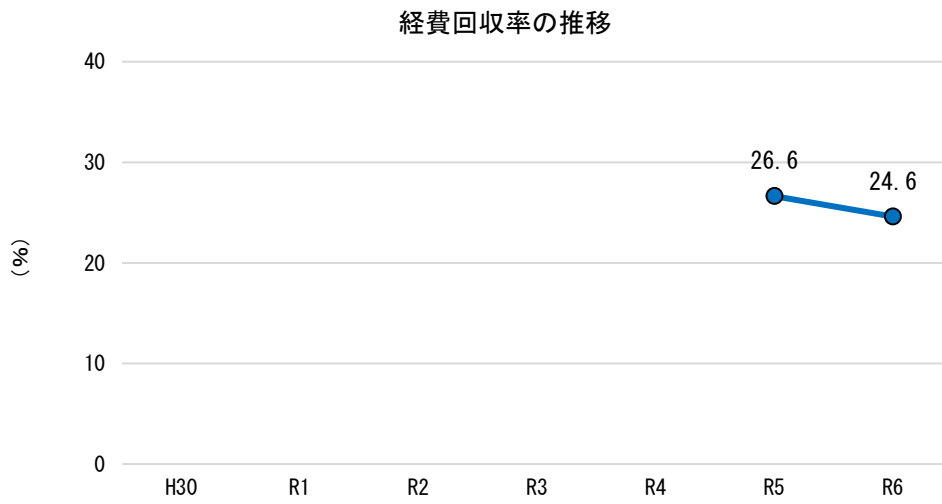


経常収支比率 (%)	算出方法	和歌山市 (令和6年度)	類似団体平均 (令和5年度)
	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	116.67	106.35

(3) 経費回収率の状況（使用料単価、汚水処理原価）

経費回収率は使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標です。本市においては、経費回収率は24.6%となっており、汚水処理に必要な費用が使用料だけでは賄えていないことを示しています。

類似団体平均と比較すると、汚水処理原価は371.96円/m³高く、使用料単価は8.65円/m³高くなっています。

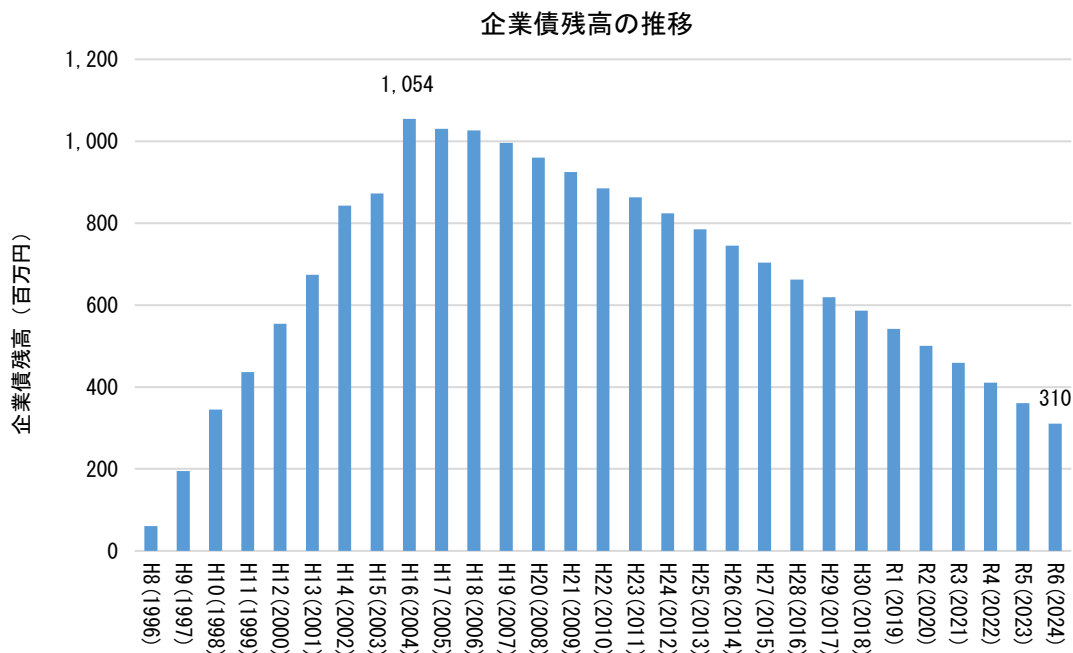


	汚水処理原価 (円/m ³) A	使用料単価 (円/m ³) B	経費回収率 (%) B/A
和歌山市 (令和6年度)	673.82	165.77	24.60
類似団体平均 (令和5年度)	301.86	157.12	52.05

(4) 企業債残高の推移

企業債残高は、平成16年度の10.5億円をピークに減少しており、令和6年度は3.1億円となっています。

本市の農業集落排水事業の整備は完了しており、企業債残高は減少しています。しかし、施設の老朽化も進んでいることから今後は施設の更新に取り組む必要があります。施設更新には、多額の費用が必要となることから、補助金等の財源を活用し適正な企業債の発行に努めなければなりません。



(5) 経営指標の状況 (類似団体比較)

分類	指標	算出式	和歌山市 (R6年度)	類似団体 平均 (R5年度)
経営の健全性	経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益 (営業収益+営業外収益)}}{\text{経常費用 (営業費用+営業外費用)}} \times 100$	116.67	106.35
	累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{(営業収益+受託工事収益)}} \times 100$	0.00	129.89
	流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	63.96	44.04
	企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債残高-一般会計負担額}}{\text{営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金}} \times 100$	32.35	839.21
経営の効率性	経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水処理費 (公費負担分除く)}} \times 100$	24.60	52.05
	污水処理原価 (円/㎡)	$\frac{\text{污水処理費 (公費負担分除く)}}{\text{年間有収水量}}$	673.82	301.86
	施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時1日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	51.55	46.25
	水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	84.64	83.96
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	8.21	25.46
	管渠老朽化率 (%)	$\frac{\text{法定耐用年数 (50年) を超過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	0.00	0.19
	管渠改善率 (%)	$\frac{\text{改善 (更新・改良・維持) 管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	0.00	0.03

第3章 農業集落排水事業の効率化・健全化への取り組み

1 取り組みの概要

農業集落排水施設や管渠の健全性を維持することが安定した事業を行うための前提条件となりますが、収入の大半を一般会計からの繰入金で賄っているため、その維持管理費用の見通しと「財源試算」（農業集落排水使用料収入など財源の見通し）を均衡させることが、持続可能な農業集落排水事業を実現するうえで非常に重要になります。

徹底した「農業集落排水事業の効率化・健全化」に取り組み、事業運営にかかる経常的なコストの削減を進めることで「経営基盤の強化」を図ることが必要となります。

また、安定的な事業運営を行うためには、災害発生時に備えた「防災・安全対策にかかる取り組み」も重要となります。

基本施策	具体的施策
1 経営基盤強化にかかる取り組み	(1) 人員配置の適正化
	(2) 技術力の向上
	(3) 民間活力の利用促進
	(4) 農業集落排水汚泥の有効利用
2 投資の合理化にかかる取り組み	広域化・共同化・最適化の検討
3 防災・安全対策にかかる取り組み	災害対策の強化

2 経営基盤強化にかかる取り組み

(1) 人員配置の適正化

本市の農業集落排水事業は、令和5年度の地方公営企業法適用に伴い、業務を企業局内に振り分けることで事務の効率化等を図りました。今後も、熟練職員の退職、人口減少やニーズの多様化等社会情勢の変化及び災害・事故への対応力を確保しつつ、事業の進捗や施策方針等に応じた適正な人員配置に努め、公共下水道事業との人事交流を含め柔軟で合理的な組織体制の整備を図っていきます。

(主な取り組み事項)

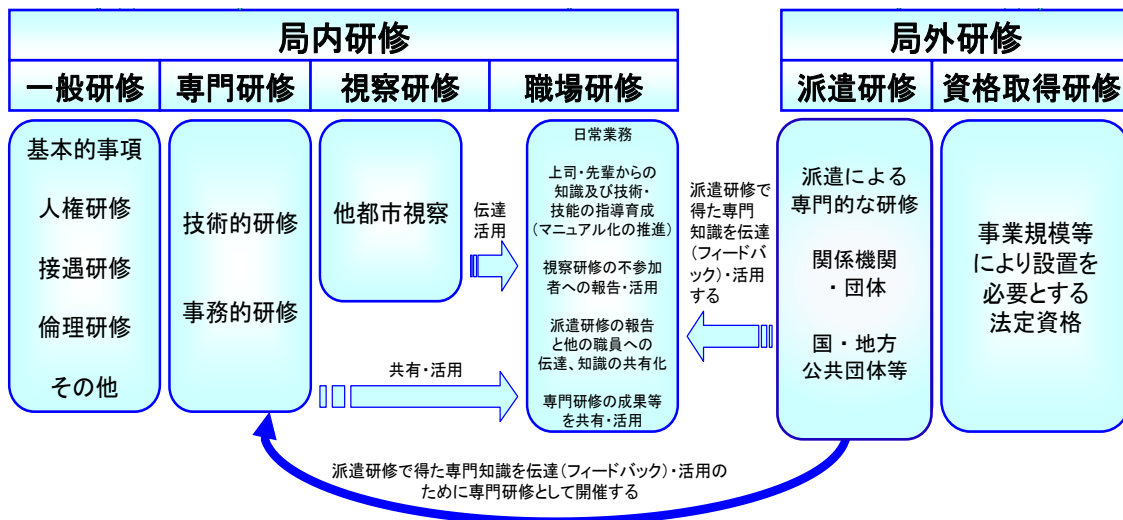
- ・業務内容の見直しや精査による効率化・省力化
- ・業務量に見合った人員の適正化

(2) 技術力の向上

熟練職員の退職や業務の外部委託を進める中で、施設の長寿命化を図りながら、老朽化対策や更新工事などを行っていくために、技術と知識を着実に継承していくことが喫緊の課題となっています。こうした課題を克服するために、職員研修の充実や技術・知識等のマニュアル化の促進など職員の資質向上と着実な技術継承に努めていきます。

(主な取り組み事項)

- ・退職者の再雇用による後進育成の機会増加
- ・メンター制度による新規採用職員の早期育成及び若手職員の指導力強化
- ・技術や経験知識を持った職員による実地を取り入れた局内技術研修や実技を伴う研修への参加
- ・突発的事故や災害等が起こった際の対応マニュアルの整備



(3) 民間活力の利用促進

現在、集落排水事業では排水処理施設の運転管理を民間委託しています。今後、効率化が可能な範囲とその効果を検討し、業務の効率化を継続して推進していきます。さらなる民間委託の導入や民間活力の有効利用については、危機管理体制の維持、適正な人員配置及びコスト削減効果等を十分考慮した上で検討します。

(4) 農業集落排水汚泥の有効利用

現状、集落排水汚泥はし尿処理施設へ搬出していますが、今後汚泥肥料化等の有効利用の可能性を調査していきます。

3 投資の合理化にかかる取り組み

投資の合理化・効率化を図る上で、適切な污水处理施設の選択や施設の統廃合などの「広域化・共同化・最適化」について検討を行う必要があります。

(主な取り組み事項)

- ・和歌山県污水处理広域化・共同化計画に基づき、污水处理施設の統合に向け課題の抽出・整理を行います。

4 防災・安全対策にかかる取り組み

農業集落排水施設は汚水の排除・処理による公衆衛生の確保、汚濁負荷削減による公共用水域の水質保全等、住民の生活、社会経済活動を支える根幹的社会基盤です。

大規模地震等で集落排水施設がその機能を果たすことができなくなった場合には、トイレが使用できなくなるなど、住民の生活に大きな影響を与えるとともに、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生など、住民の生命・財産にかかる重大な事態を生じるおそれがあります。

また、本市は南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進地域に指定されており、中央構造線断層帯も市北部を横断しています。さらに、定常的に地震活動が活発な地域であり、昭和21年にはマグニチュード8.0の南海地震が発生し、震度5程度の揺れを観測した記録が残っています。

本市の農業集落排水施設については、平成12年以降の供用開始であり比較的整備年度が新しいため、耐震対策が急がれるものではありません。今後、耐震化が必要な施設については計画的に耐震化を検討していきます。

また、大規模地震はいつ発生してもおかしくない状況ともいわれています。そこで大規模地震により農業集落排水施設が被災した場合でも農業集落排水施設が果たすべき機能を維持していくため、あらかじめ被災を想定して被害の最小化を図る「減災対策」をあわせて実施するために、「和歌山市企業局BCP-下水道編-」へ組み込む予定です。

第4章 投資計画

1 今後10年間の投資額

老朽化している施設の改築・更新を行うための今後10年間の建設投資額の総額は以下のとおりです。

建設投資総額の推移

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
改築事業費	-	37,000	-	31,997	29,610	28,501	28,710	30,963	29,198	31,312

今後、農業集落排水事業において汚水の面整備計画はありませんが、老朽化している施設の改築・更新工事を行うため10年間で約2.5億円の建設投資が見込まれます。施設の日常点検・調査を踏まえ、予防保全型による維持管理を進めていくとともに、管渠、処理場など施設全体の老朽化に対する最適整備構想及び維持管理適正化計画を策定・更新することで、建設投資の最適化を図ってまいります。

第5章 財政計画

1 財政計画の前提条件

財政計画における収益的収支及び資本的収支算定の考え方は以下のとおりです。

(1) 収益的収入

料金収入	料金収入はほぼ一定で推移しているため、令和8年度以降は令和7年度当初予算と同等としています。
その他（営業収益）	材料売却収益を計上しています。
他会計補助金	分流式下水道に要する経費等に対する繰入金を見込み、算出しています。
長期前受金戻入	既取得資産分に、今後補助金等を財源として取得が想定される資産分を合算し、算出しています。
その他（営業外収益）	電柱敷の使用料や不用品売却収益を見込み、計上しています。

(2) 収益的支出

職員給与費	計画職員数に基づき、算出しています。
経費（動力費、修繕費、材料費、その他）	過去の実績等に基づき、上昇率等を加味し、算出しています。
減価償却費	既取得資産分に、今後の事業計画に基づき取得が想定される資産分を合算し、算出しています。
支払利息	既借入分に、今後の事業計画に基づき借入を行う部分を合算し、算出しています。
その他（営業外費用）	予備費と雑支出を見込み、算出しています。

(3) 資本的収入

企業債	事業計画に基づき、算出しています。
他会計補助金	分流式下水道に係る用地元金分の元金償還金等を見込み、算出しています。
国（都道府県）補助金	事業計画に基づき、算出しています。

(4) 資本的支出

建設改良費	事業計画に基づき、算出しています。
職員給与費	計画職員数に基づき、算出しています。
企業債償還金	既発債の償還予定額及び今後発行予定の建設企業債の償還金を合算し、算出しています。

2 財政計画

(1) 財政状況の見通し

令和6年度と令和17年度を比較すると、収益的収入については、約38,722千円（▲28.2%）減少する見通しとなっています。収益的収入の減少の主な理由は、一般会計からの繰入金の減少です。

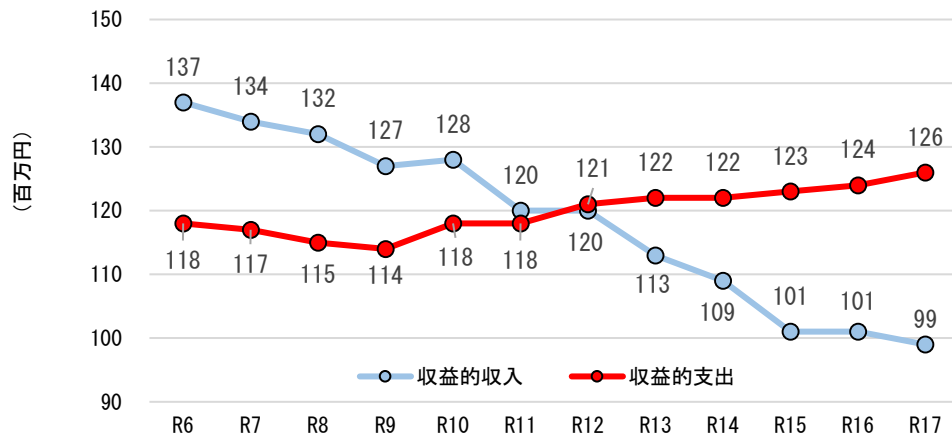
収益的支出については、令和9年度までは減少しますが、令和9年度以降は徐々に増加する見通しとなっており、増減の主な理由は、減価償却費の増減によるものです。

経常損益については、今後減少し、令和12年度以降は損失となる見通しです。

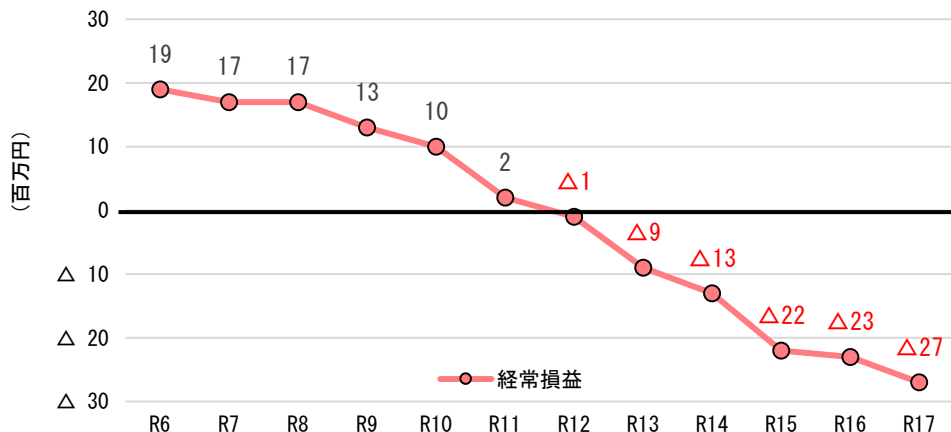
これは、地方公営企業法を適用する前後で会計の処理方法が異なるため生じるもので、経常損失は生じるものの、留保資金は確保できる見込みとなっています。

今後は、この損失の解消や、累積欠損金の処理について、経営の検討が必要となります。

収益的収入及び支出の見通し

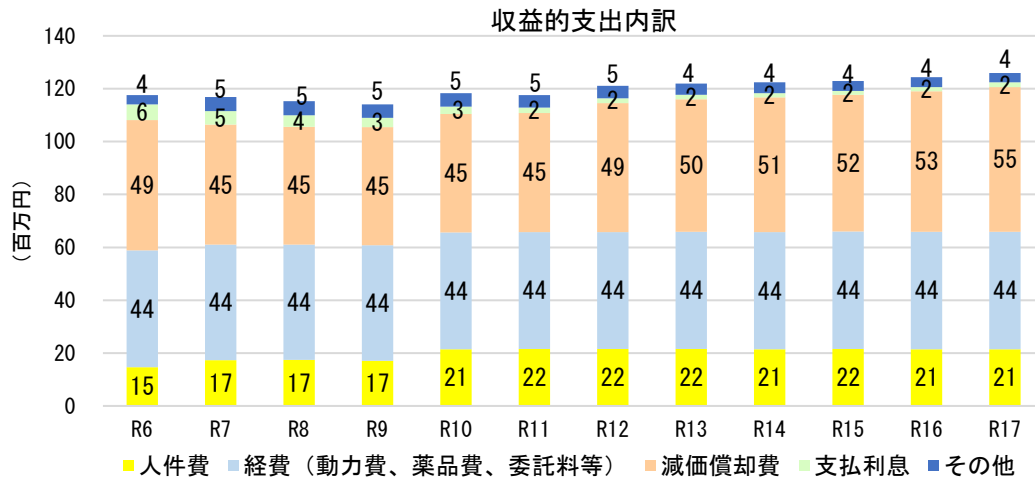


経常損益の見通し



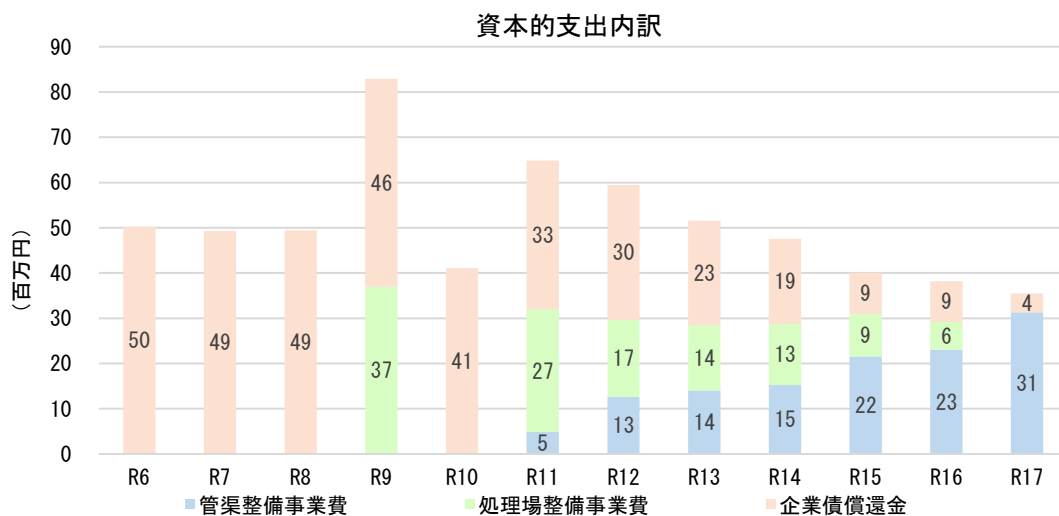
(2) 収益的支出の内訳

収益的支出は令和6年度と令和17年度を比較すると、支払利息は減少し、経費は横ばい傾向、人件費は退職給付費等の影響により増減します。減価償却費は施設の改築に伴い令和12年度から増加します。収益的支出においては減価償却費の増減が最も大きく影響します。



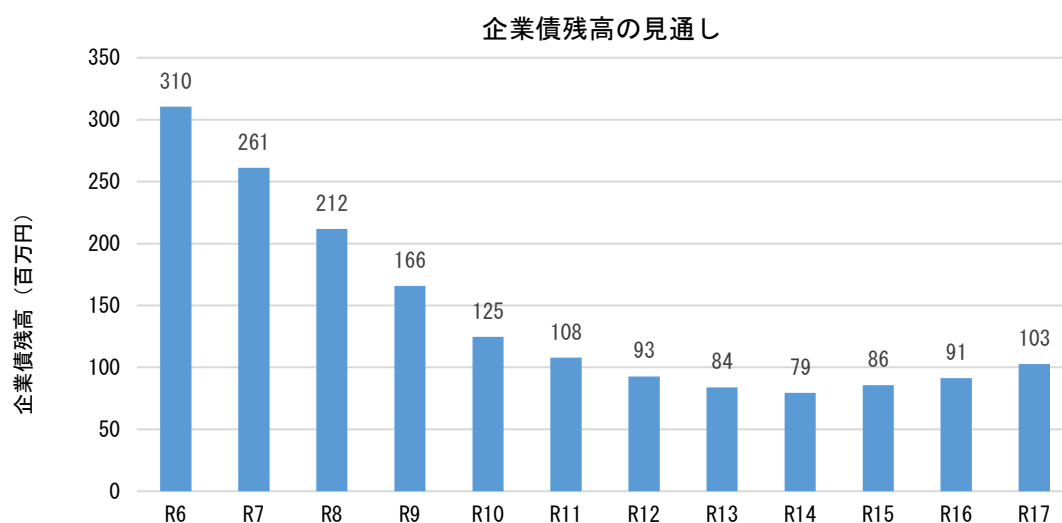
(3) 資本的支出の内訳

資本的支出は令和6年度から令和8年までの期間は、企業債償還金が大半を占めていますが、施設の改築に着手する令和9年度からは建設改良費が増加します。企業債償還金については減少傾向であり、令和17年には約4百万円となります。しかし、施設の改築に伴う企業債の発行により企業債償還額は再度増加する見込みです。



(4) 企業債残高の見通し

企業債残高については、過去の借入分の償還が完了することに伴い令和14年度まで減少しますが、施設の改築に着手するため、令和15年度からは再度増加する見込みです。今後の建設投資には補助金等の財源を確保し、企業債の発行を抑制するよう努めていきます。



(5) 収益的収支

(単位:千円, %)

区 分		年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)				
収 入 的 収 支	1. 営 業 収 益 (A)	15,356	15,160	15,160	15,160	15,160	15,160
	(1) 料 金 収 入	15,356	15,150	15,150	15,150	15,150	15,150
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他						
	2. 営 業 外 収 益	121,899	118,539	116,956	111,957	112,367	104,412
	(1) 補 助 金	102,614	100,672	99,943	95,088	95,498	87,543
	他 会 計 補 助 金	102,614	100,672	99,943	95,088	95,498	87,543
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	19,274	17,847	16,993	16,849	16,849	16,849
	(3) そ の 他	11	20	20	20	20	20
	入 収 入 計 (C)	137,255	133,699	132,116	127,117	127,527	119,572
	1. 営 業 費 用	108,088	106,391	105,656	105,493	110,491	110,781
	(1) 職 員 給 与 費	14,637	17,279	17,386	17,116	21,473	21,513
	基 本 給	8,339	9,354	9,354	9,354	10,336	10,336
	退 職 給 付 費	764	466	573	303	343	383
そ の 他	5,534	7,459	7,459	7,459	10,794	10,794	
(2) 経 費	44,223	43,704	43,682	43,729	44,166	44,213	
動 力 費	6,166	6,572	6,585	6,598	6,611	6,624	
修 繕 費	6,114	4,798	4,803	4,808	4,813	4,818	
材 料 費	1,287	1,306	1,306	1,306	1,306	1,306	
そ の 他	30,656	31,028	30,988	31,017	31,436	31,465	
(3) 減 価 償 却 費	49,228	45,408	44,588	44,648	44,852	45,055	
2. 営 業 外 費 用	9,558	10,486	9,589	8,536	7,798	6,814	
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 諸 費	5,999	5,180	4,315	3,470	2,715	2,071	
(2) そ の 他	3,559	5,306	5,274	5,066	5,083	4,743	
出 支 出 計 (D)	117,646	116,877	115,245	114,029	118,289	117,595	
支 経 常 損 益 (C)-(D) (E)	19,609	16,822	16,871	13,088	9,238	1,977	
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)		20	20	20	20	20	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	19,609	16,802	16,851	13,068	9,218	1,957	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)							
流 動 資 産 (J)	36,652	35,424	36,010	36,288	35,770	36,050	
う ち 未 収 金	63	1,366	1,434	1,488	1,389	3,124	
流 動 負 債 (K)	57,306	58,683	52,181	48,289	39,182	36,084	
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 企 業 債	49,315	49,414	45,896	41,090	32,844	29,849	
う ち 未 払 金	6,807	7,765	3,969	3,944	4,022	3,919	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	15,356	15,160	15,160	15,160	15,160	15,160	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ($((L)/(M)) \times 100$)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ($((N)/(P)) \times 100$)							

(単位:千円, %)

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 入 的 益 收 入	1. 営 業 収 益 (A)	15,160	15,160	15,160	15,160	15,160	15,160
	(1) 料 金 収 入	15,150	15,150	15,150	15,150	15,150	15,150
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他						
	2. 営 業 外 収 益	104,393	98,037	94,050	85,426	86,096	83,373
	(1) 補 助 金	84,749	77,673	73,070	63,826	63,744	60,311
	他 会 計 補 助 金	84,749	77,673	73,070	63,826	63,744	60,311
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	19,624	20,344	20,960	21,580	22,332	23,042
	(3) そ の 他	20	20	20	20	20	20
入 収 入 計 (C)	119,553	113,197	109,210	100,586	101,256	98,533	
収 入 的 支 出	1. 営 業 費 用	114,593	116,021	116,712	117,671	118,987	120,614
	(1) 職 員 給 与 費	21,552	21,537	21,434	21,610	21,411	21,414
	基 本 給	10,336	10,336	10,336	10,336	10,336	10,336
	退 職 給 付 費	422	407	304	480	281	284
	そ の 他	10,794	10,794	10,794	10,794	10,794	10,794
	(2) 経 費	44,260	44,307	44,354	44,401	44,448	44,495
	動 力 費	6,637	6,650	6,663	6,676	6,689	6,702
	修 繕 費	4,823	4,828	4,833	4,838	4,843	4,848
	材 料 費	1,306	1,306	1,306	1,306	1,306	1,306
	そ の 他	31,494	31,523	31,552	31,581	31,610	31,639
(3) 減 価 償 却 費	48,781	50,177	50,924	51,660	53,128	54,705	
2. 営 業 外 費 用	6,469	5,987	5,681	5,281	5,390	5,368	
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 諸 費	1,846	1,666	1,557	1,551	1,664	1,789	
(2) そ の 他	4,623	4,321	4,124	3,730	3,726	3,579	
出 支 出 計 (D)	121,062	122,008	122,393	122,952	124,377	125,982	
支 経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 1,509	△ 8,811	△ 13,183	△ 22,366	△ 23,121	△ 27,449	
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)	20	20	20	20	20	20	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	△ 20	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 1,529	△ 8,831	△ 13,203	△ 22,386	△ 23,141	△ 27,469	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			△ 22,034	△ 44,420	△ 67,561	△ 95,030	
流 動 資 産 (J)	資 産 (J)	36,283	36,695	36,064	36,548	36,834	37,122
	う ち 未 収 金	2,065	2,318	2,530	3,040	2,961	3,220
流 動 負 債 (K)	負 債 (K)	29,088	25,774	15,095	15,061	10,272	12,365
	う ち 一 時 借 入 金						
	う ち 企 業 債	23,042	18,784	9,040	9,002	4,208	5,358
	う ち 未 払 金	3,730	3,735	3,739	3,743	3,748	3,752
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)				△ 145.34%	△ 293.01%	△ 445.65%	△ 626.85%
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		15,160	15,160	15,160	15,160	15,160	15,160
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

(6) 資本的収支

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的 的収 入	1. 企 業 債						15,900
	うち資本費平準化債						
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金	4,991	6,153	6,099	6,159	5,000	2,780
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国(都道府県)補助金				37,000		14,397
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他						
	計 (A)	4,991	6,153	6,099	43,159	5,000	33,077
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	4,991	6,153	6,099	43,159	5,000	33,077
資本的 的支 出	1. 建 設 改 良 費	140	1,244	1,244	38,244	1,244	31,997
	うち職員給与費						
	2. 企 業 債 償 還 金	50,198	49,315	49,414	45,896	41,090	32,844
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他						
	計 (D)	50,338	50,559	50,658	84,140	42,334	64,841
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	45,347	44,406	44,559	40,981	37,334	31,764
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	27,398	24,797	27,644	24,016	24,153	20,945
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	17,949	19,609	16,802	16,851	13,068	9,218
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他			113	114	113	1,601
	計 (F)	45,347	44,406	44,559	40,981	37,334	31,764
	補填財源不足額 (E)-(F)						
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)						
	企 業 債 残 高 (H)	310,440	261,125	211,711	165,815	124,725	107,781

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		102,614	100,672	99,943	95,088	95,498	87,543
	うち基準内繰入金	102,614	100,672	99,943	95,088	95,498	87,543
	うち基準外繰入金						
資本的収支分		4,991	6,153	6,099	6,159	5,000	2,780
	うち基準内繰入金	4,991	6,153	4,968	5,029	3,869	2,681
	うち基準外繰入金			1,131	1,130	1,131	99
合 計		107,605	106,825	106,042	101,247	100,498	90,323

第5章 財政計画

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	14,800	14,200	14,300	15,400	14,500	15,600
	うち 資本費平準化債						
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金	2,228	2,092	2,080	1,430	1,448	70
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	13,323	12,823	12,917	13,931	13,137	14,089
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金						
	9. そ の 他						
	計 (A)	30,351	29,115	29,297	30,761	29,085	29,759
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純 計 (A)-(B) (C)	30,351	29,115	29,297	30,761	29,085	29,759
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	29,610	28,501	28,710	30,963	29,198	31,312
	うち 職員給与費						
	2. 企 業 債 償 還 金	29,849	23,042	18,784	9,040	9,002	4,208
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他						
	計 (D)	59,459	51,543	47,494	40,003	38,200	35,520
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	29,108	22,428	18,197	9,242	9,115	5,761
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	25,671	21,002	16,761	7,694	7,655	4,194
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	1,957					
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	1,480	1,426	1,436	1,548	1,460	1,567
	計 (F)	29,108	22,428	18,197	9,242	9,115	5,761
	補填財源不足額 (E)-(F)						
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)						
	企 業 債 残 高 (H)	92,732	83,890	79,406	85,766	91,264	102,656

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		84,749	77,673	73,070	63,826	63,744	60,311
	うち 基準内繰入金	84,749	77,673	73,070	63,826	63,744	60,311
	うち 基準外繰入金						
資 本 的 収 支 分		2,228	2,092	2,080	1,430	1,448	70
	うち 基準内繰入金	2,221	2,040	2,023	1,346	1,347	14
	うち 基準外繰入金	7	52	57	84	101	56
	合 計	86,977	79,765	75,150	65,256	65,192	60,381

第6章 農業集落排水使用料の見直し

1 現行の使用料制度

(1) 本市の使用料制度

本市の使用料制度は下表のとおりであり、事業開始時から改定は行っていません（消費税変更にかかる改定は除く。）。

消費税含む

区 分	金 額（1か月当たり）
専ら住居に使用する建築物	基本使用料2,508円に世帯1人につき 550円を加算した額
上記以外の建築物 自治会館	5,016円
上記以外の建築物 公衆便所	5,016円
上記以外の建築物 その他	基本使用料5,016円に世帯1人につき 550円を加算した額

(2) 類似団体における使用料の比較

類似団体における農業集落排水使用料（一般家庭料金20m³/月）を比較すると、880円高くなっています。

和歌山市（令和6年度）	4,158円（税込）
類似団体平均（令和5年度）	3,278円（税込）

2 農業集落排水使用料の見直し

現行の農業集落排水使用料は事業開始時の使用料単価を適用していますが、また、将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、他会計からの繰入金に依存せず、可能な限り使用料収入によって汚水処理にかかる費用を回収する必要があります。このため、投資の合理化や経営基盤強化の取り組みを推進し、その財源確保に努めていきます。

現状、本市の農業集落排水使用料（一般家庭料金20 m³/月）は類似団体平均よりも高い状況です。今後の農業集落排水使用料については、一般会計からの繰入金の割合や、浄化槽など他の汚水処理料金との比較を行うことで、適正な使用料の検討を行っていきます。

第7章 計画の点検と進捗管理

1 経営戦略における指標の見込み

分類	指標	算出式	和歌山市			R5年度 類似団体 平均
			R6年度	前期見込 R12年度	後期見込 R17年度	
分析						
経営 の 健全性	経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益 (営業収益+営業外収益)}}{\text{経常費用 (営業費用+営業外費用)}} \times 100$	116.67	98.75	78.21	106.35
		経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、経常利益は減少していく見込みである。				
	累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{(営業収益-受託工事収益)}} \times 100$	0.00	0.00	626.85	129.89
		営業収益に対する累積欠損金の比率で、累積欠損金は令和14年度から発生する見込みである。				
流動比率 (%)		$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	63.96	124.74	300.22	44.04
		短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、企業債残高の減少により改善する見込みとなっている。				
企業債残高対 事業規模比率 (%)		$\frac{\text{企業債残高-一般会計負担額}}{\text{営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金}} \times 100$	32.35	9.79	10.83	839.21
		料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。一般会計負担額が多いため類似団体と比較すると低くなっている。				

分類	指標	算出式	和歌山市			R5年度 類似団体 平均
			R6年度	前期見込 R12年度	後期見込 R17年度	
経営 の 効 率 性	経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分除く）}} \times 100$	24.60	24.60	24.60	52.05
		使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。100%を下回っており、これは汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを示している。				
	汚水処理原価 (円/㎡)	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分除く）}}{\text{年間有収水量}}$	673.82	664.72	664.68	301.86
		有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。類似団体平均と比較して高く、これは汚水処理に係る維持管理費・資本費が高いことを示している。				
	施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時1日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	51.55	51.55	51.55	46.25
		施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。類似団体平均と比較してやや高くなっている。				
	水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	84.64	84.65	84.65	83.96
		現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。現在横ばいである。				
	老朽化 の 状 況	有形固定資産 減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	8.21	25.02	37.70
有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、現時点では類似団体平均を下回っているが、今後施設の老朽化により上昇する見込みである。						
管渠老朽化率 (%)		$\frac{\text{法定耐用年数（50年）を超過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	0.00	0.00	0.00	0.19
	法定耐用年数を超える管渠は令和17年度までには発生しない。					
管渠改善率 (%)	管渠改善率 (%)	$\frac{\text{改善（更新・改良・維持）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	0.00	0.00	0.00	0.03
		当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。管渠が比較的新しいため、改善管渠延長は0である。				

2 計画の推進と点検・進捗管理の方法

経営戦略の各施策を着実に実施するため、PDCA サイクルを活用し、計画、実施、検証、計画の見直しを行います。

毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに5年ごとを目途に必要な応じて見直し（ローリング）を行い、「投資・財政計画」と実績の乖離を検証するだけでなく、将来予測方法や「収支ギャップ」の解消に向けた取り組み等についても検証し、必要な見直しを行います。

計画の策定（Plan）

- ・実施が計画に沿っていない部分を調べて見直す

事業（施策）の実施（Do）

- ・計画に沿って業務を行う

事業実施状況の確認（Check）

- ・業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する

改善の検討（Action）

- ・実施が計画に沿っていない部分を調べて見直す

第8章 用語解説

用語名	意味
あ行	
維持管理費	日常の施設の維持管理に要する経費で、具体的には、処理場費等の人件費、動力費、薬品費、修繕費、運転管理委託費等によって構成されるものです。
汚泥	処理の過程において発生する泥状物質の総称です。
か行	
管渠	下水を処理場等まで運ぶ管のことで、
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のことで、
供用人口	集落排水が整備され水洗化できるようになった区域の人口です。
経常収益	本来の営業活動から生じる営業収益と、他会計からの繰入金などの営業活動以外の活動によって得られる営業外収益の合計です。
経常収支	一事業年度単位で計算した「経常収益（営業収益+営業外収益）-経常費用（営業費用+営業外費用（経常損益）」金額です。プラスの場合は経常利益（黒字）で、マイナスの場合は経常損失（赤字）となります。
経常費用	人件費・維持管理費・減価償却費などの本来の営業活動から発生する営業費用と、企業債利息などの本来の営業活動以外の活動によって発生する営業外費用の合計を経常費用といいます。
減価償却費	固定資産（下水道施設・下水道管渠など）の減価（価値の減少）を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続を減価償却といい、この処理または手続によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額のことで、
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費で、経営規模の拡充をはかるために要する諸施設の建設整備などのためのものです。
公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことで、
さ行	
事業計画	事業計画は、全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する必要があります。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良および建設改良にかかる企業債償還金などの支出とその財源となる収入をいいます。
収益的収支	企業の一事業年度の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用をいいます。
集落排水事業	農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理する汚水処理場を建設し、宅内排水設備工事によって集落排水処理施設に接続し、汚水を処理することにより、集落における生活環境の向上と、海や川の水質保全に寄与する事業のことをいいます。
水洗化率	水洗便所設置済人口を処理区域内人口で除したものの、下水処理が開始されている区域のうち実際に下水道に接続している割合を表すものです。
水洗便所設置済人口	集落排水の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口です。

は行	
B C P	災害時にも最低限の事業を継続し、早期に復旧が行えるよう、あらかじめ災害時の行動計画を定めたものです。
P D C A サイクル	品質管理の手法であり、P (Plan : 計画) → D (Do : 実施) → C (Check : 確認) → A (Act : 改善) の順に作業を実施して、A (Act : 改善) を次の P (Plan : 計画) に繋げることで継続的な業務改善を行っていくものです。
普及率	計画人口のうち、処理区域内人口が占める割合。集落排水がどれだけ普及しているかを表す指標です。
包括的民間委託	民間事業者が施設を適切に運転し一定の性能を発揮できれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の裁量に任せるとする性能発注の考え方に基づく委託のことです。
ら行	
類似団体	農業集落排水事業を運営し、供用開始後年数が15年以上30年未満（令和5年度時点）の団体を対象としています。
類似団体平均	類似団体の令和5年度の決算数値の平均値です。

和歌山市 農業集落排水事業 経営戦略

発行 2026年3月

和歌山市企業局 経営管理部 経理課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL : 073-435-1125

FAX : 073-435-1280

e-mail : keiri@city.wakayama.lg.jp

HP : <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>